

税務
トピックス

Tax Topics

令和 7 年度
税制改正
おさらい

知らないと損する！？お金や税金ニュース

令和 7 年度税制改正では所得税関連の改正点として以下 3 つが盛り込まれました。

- 基礎控除の引上げ（48 万円⇒58 万円）および「基礎控除の特例」の創設
- 給与所得控除の最低保証額引上げ（55 万円⇒65 万円）
- 特定親族特別控除の創設

令和 7 年分の所得税から適用！いずれも今年 12 月 1 日が施行日となる予定です！
昨年の定額減税もかなり手こずりましたが、今年の年末調整も混乱が予想されますね。

日本政策金融公庫の賃上げ貸付利率特例制度とは？

従業員の賃上げに取り組もうとする中小企業者に対して金利負担を軽減することで当該取組みを促進することを目的とする制度になります。人員増加やベースアップで安定化を図る際、本制度を適用することで調達コストを抑えて人件費財源を確保することが可能になります！



従業員を雇ったり既存従業員の賃上げを検討されている方で融資の申込みもしたいという方は、この制度の活用がオススメです！

中小企業事業と国民生活事業のメニューと対象者

対象者

雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して
2.5%以上増加する見込がある方
(最近の決算期において既に増加している方を含みます)

融資限度額

適用する特別貸付制度の融資限度額

適用利率
適用期間

適用する特別貸付制度に定める利率から
ご融資後 **2 年間 0.5%**を控除します。

その他

事業の用に使用されない土地の取得については
本制度の対象にできません。
上記以外の融資条件は、各特別貸付制度で定め
られています。

対象者

新たに事業を開始後3カ月以上の事業者であって
雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算
と比較して **2.5%以上**増加する見込がある方（注2）

貸付利率

各融資制度に定める利率 **-0.5%**（貸付日から **2 年間**）
（※）利率の下限は 0.3%

その他

上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が
適用されます。



（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが
法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

税務労務
カレンダー

2025 年 夏

7 月 10 日 源泉所得税 6 月分納付期日（原則）
住民税 6 月分納付期日
労働保険概算保険料申告納付期日
源泉所得税特例納付期日（1-6 月分）
7 月 31 日 5 月申告（法人）期日
8 月 12 日 源泉所得税 7 月分納付期日（原則）
住民税 7 月分納付期日

9 月 2 日 6 月申告（法人）期日
9 月 10 日 源泉所得税 8 月分納付期日（原則）
住民税 8 月分納付期日
10 月 1 日 7 月申告（法人）期日



社会保険料の改定があります！

